

令和6年12月12日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年12月12日(木) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願いします。礼。

お早うございます。

ご着席下さい。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番、藪 乃理子 君・8番、金井 浩三 君を指名致しておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼致します。

11番、隅岡 美子、順次、一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

1点目の質問は、書かない窓口の導入についてであります。

2点目の質問は、带状疱疹予防接種費用の助成についてであります。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

まず、1点目の質問は、書かない窓口の導入について質問を致します。

書かない窓口とは、住民が申請書類に記入することなく、住民票などの交付が1箇所です。

この窓口では住民が提示したマイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書に基づき、職員が氏名や生年月日などの個人情報を確認して書類を作成し、住民は書類の記載内容を確認した上で署名をすれば、手続きが完了するというものです。

この書かない窓口が、全国の自治体で広がりを見せております。これは、利用者と職員双方に手続きの時間短縮、また、業務改善などのメリットがあります。

行政業務の効率化を図るために、窓口では申請書類に記入しないで済む簡単に手続きが出来る書かない窓口の導入を推進すべきと考えます。また、導入に必要な費用の

財源として、国はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促しております。国や都庁が進める自治体DXの一環として、本町も1日も早く推進してはと考えております。

書かない窓口の導入について、本町のお考えをお伺い致します。ご答弁よろしくお願ひ致します。

住民環境課長（土井 真誠）

お早うございます。

隅岡議員の書かない窓口の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、本町でも窓口サービスの向上や業務効率化を図る取組として、書かない窓口の導入については積極的に研究していく必要があると考え、先進自治体が導入している書かない窓口のための取組について情報収集しております。県内では、窓口マイナンバーカード等の読み取り機を設置することで、必要な証明書を選択する申請書自動交付機を導入したり、マイナンバーカードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書を取得出来るコンビニ交付サービスと同様のマルチコピー機を窓口設置している自治体もあります。しかしながら、導入費用や保守等の運用に係る費用の問題、窓口における設置場所や混雑時の対応など導入する際には考慮しなければならない課題があります。現在、本町で導入している取組としては、証明書のコンビニ交付サービスを平成31年4月より導入しています。また、令和5年2月からは全国一斉に導入された手続きとしてマイナンバーカードを利用して、マイナポータルからインターネットで転出の届出が出来るとの特例転出手続も始まりました。この特例転出手続では、転出元自治体に出向くことなく、転入先自治体にマイナンバーカードを持参すれば、転入届も記入が必要な部分は書名欄などのごく一部のみとなっています。マイナンバーカードの普及に伴い、窓口の業務内容や対応方法も変化していますので、住民の利便性を高め、窓口事務の効率化を図ることで、さらなる住民サービスの向上に繋がる書かないワンストップ窓口の実現については、交付金の活用も含めて国による窓口DX支援事業の情報収集に努めつつ、関係課と連携し、今後も研究を続けてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

先日、宇多津町が、この書かない窓口の導入を始めておりますので、宇多津町に行き見学をさせていただきました。

それでは、ちょっとカメラをお願いします。そんな感じで、これが宇多津町の住民、ここで言うなら住民環境課やけど、宇多津の方は生活住民環境の方に1台、それと税務課に1台、合計3台設置をされております。で、上の四角いのがありますが、ここでは常時、機械の説明がテロップで文字として、ずっと流れております。

それで横のここに、ご自身のマイナンバーカードの顔を上にして、すっと差し込みます。そしたら、横のこちらの画面に住民票とか戸籍謄本とか色んな書類の名前がダーッと出ますんで自分の取りたい証明書のボタンをソフトタッチというか、タッチパネルです。タッチパネルでぼんぼんと押したら、下のここのコピー機からざっと出て、出てきたのを確認して、例えば住民票が2通要りますというたら、それはご自分で2と書き込む必要があるんですけど、住所とか生年月日とか電話番号とか全部に書類を書かなくては済みます。それで行った時は、外国の女性の方が7～8人団体でいらっしゃって、それを使おうとしてたら、職員が急いで飛んで来られて、その機械の説明をされておりました。すごく便利やなって思いました。

それで、そういったこともあって、それと宇多津はもう既に実施をされておりますので、この宇多津町の11月の広報の2面にもこういった書かない窓口を始めましたということと、それから書かない窓口のQアンドA、それと行かない窓口、役場に出向いていなくても手続きが増えております。ということで、QRコードをつけて転出届とかオンライン手続き、コンビニ交付サービス、それと利用可能な時間、それから利用方法とか、お問合せという風に、こういった広報を2面を使って大きく広報をしておるのが現状でございました。

それで、今、先ほど課長からのご答弁の中から何点かについて関連がございますので、質問をさせて頂きたいと思います。

まず1点目、最近のマイナンバーカードの交付枚数と交付率をお伺い致します。よろしく申し上げます。

住民環境課長（土井 真誠）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和6年の11月末時点の枚数で報告させていただきますと、マイナンバーカードの交付枚数と保有枚数について、国が発表しております。

本町でマイナンバーカードを交付した枚数は1万8,894枚、交付率が85.61%となっております。

また、交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより、廃止されたカードを除いた保有枚数は1万6,992枚、人口に対する保有枚数率は77.0%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でした。有難うございます。

再質問です。また、令和5年度の窓口での住民票、そして戸籍などの発行枚数、それと別にコンビニ交付での住民票と戸籍などの発行枚数とその割合をお伺い致します。よろしくお願い致します。

住民環境課長（土井 真誠）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度の窓口での交付枚数でございますが、住民票の写しが6,838枚、印鑑証明が4,211枚、戸籍等の関係が4,447枚、合計が1万5,496枚ほど交付しております。一方、コンビニ交付での交付枚数は住民票の写しが1,307枚、印鑑証明が973枚、戸籍関係が639枚、合計が2,919枚交付されております。全体の交付枚数を合計しますと1万8,415枚。そのうちコンビニ交付の枚数が2,919枚ですので、コンビニ交付で発行された割合は約15.9%となっております。コンビニで住民票の写しなどが取得出来るという制度が浸透してきてまいりました。また、マイナンバーカードの交付率も上がってきておりますので、コンビニ交付の発行枚数も増加しているような状況です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。有難うございます。

再質問です。令和5年度に多度津町に転入されました人数、そのうち、先ほどの答弁にありましたように特例転入された人数、また、その割合についてお伺い致します。よろしくお願い致します。

住民環境課長（土井 真誠）

隅岡議員の再々々質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度に多度津町に転入届を出された人数は509人です。そのうち、マイナンバーカードを使って特例転入された方は318人ですので、約62.5%の方がマイナンバーカードを使って特例転入したことになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

で、マイナンバーカードの交付率というのが、先ほどご答弁の中にもございましたように85.61%で、死亡とか、そういった方々を除けても人口に対して77.0%というご答弁でございました。まだまだ、これは施設に入られてる方とかマイナンバーカードを作るのが不得意な人とか様々な理由があると予想されますが、今後、その普及率に向けた取組ってというのは、もし、計画にございましたら何か方法を考えているのでしょうか。ご答弁をお願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

隅岡議員の再々々質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及率の向上につきましては、役場住民環境課窓口の方で支援の方も行っておりますし、例えば今年度でございますと佐柳島の「いこいの家」でマイナンバーカードの出張申請なども行っております。また、希望がある施設ですとか企業様から要望がございましたら、出張してそういったマイナンバーカードの申請をすることが出来ますので、そういった場合には、また、お声掛け頂けたらという風に考えております。また、大規模な店舗等に出向いてのそういった出張申請というのも行っておりますので、そういった部分を行いながら普及率向上を行っ

ていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

これは質問ではないんです。

宇多津町は、まず町長が県下では宇多津だけなんです、町長がデジタル宣言をしたと、そのように伺っております。それを契機に、その書かない窓口の導入が始まっていったということで、お話を伺っております。

時代は急速に変化に次ぐ変化をしておりますので、出来るところからしていく。また、この書かない窓口に関しては、高齢者、また、障害者、外国人の方々、そういった方々に大変便利でいいのではないかなど。このように私は考えております。今後とも書かない窓口の導入を早期に実施をして頂きたいと要望を致しておきます。それでは、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、带状疱疹予防接種費用の助成について質問を致します。

私は、令和4年6月定例会にて一般質問をさせて頂きました。その時の答弁は、今後、国や近隣市町の動向などを注視しながら検討してまいりますとありました。当時、県下では直島町のみが带状疱疹接種費用の助成を実施しておりました。現在、県下においては、直島町、綾川町、三豊市、観音寺市が接種費用の助成を実施しております。そこで、お伺い致します。3点についてお伺い致します。

1点目、今までにどのような検討をされたのでしょうか。ご答弁よろしくお願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の带状疱疹予防接種の助成の検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。

带状疱疹予防接種の助成に関する検討につきましては、任意接種から定期接種への移行に関する国の専門家会議の動向を踏まえて、近隣市町と情報共有を行いながら、助成開始時期や助成回数、助成額等について検討してまいりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

それで、今申し上げました質問の中に直島町、綾川町、三豊市、観音寺市というのが、今、実施をされておりますということでございます。これは、ほとんどの自治体で、50歳以上で助成額は自己負担の半額を助成をされておるそうでございます。これはもう、任意ですのでね。そういうワクチンでございます。で、これは生ワクチンと不活化ワクチンという2種類のワクチンがございまして、生ワクチンの方は接種回数が1回で済みます。その発症の予防効果としては、50歳から59歳の方で約70%の効果がある。そしてまた持続の効果は5年程度と、このように調べました。そしてまた、不活化ワクチンの方は接種回数は2回でございます。1回目の接種か

ら2箇月後に2回目のワクチンをしなければなりません。発症の予防効果と致しましては約96.6%で効果の持続も9年以上と、このように大変長い期間、効果が持続すると言われております。で、以前にも質問で申し上げましたけれども、おさらいをしたいと思います。原因は水疱瘡ということで、その水疱瘡の帯状疱疹のワクチンが悪さをして起こる皮膚の病気でございます。その病気で痛みとか違和感また水膨れ、赤味などの皮膚の症状が帯のように現われる。皮膚の神経に沿って帯のように現われていくので、帯状疱疹と言うそうでございます。これは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでおまして、50歳を境に発症率が急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。また、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われておるそうでございます。

大変、重症化すると怖い病気でございます。ということで、これは大変重要でありますので、是非、本町も接種費用の助成とかが重要でございますので、今回も一般質問を取り上げさせて頂いた次第でございます。よろしくお願い致します。

それでは、2つ目の質問に入ります。2つ目は、帯状疱疹などについて町民の方から、ご相談はありましたか。ご答弁をよろしくお願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の帯状疱疹などの相談についてのご質問に答弁をさせていただきます。帯状疱疹などについての町民の方からの相談につきましては、帯状疱疹の予防接種の助成はありますか。などの内容で数件ほど受け付けております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。質問です。

その帯状疱疹の町民からの相談ということでございました。数件ほど受けておりますということで、帯状疱疹の予防ワクチンを今までした人数などは分かるでしょうか。分かる範囲でお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

隅岡議員がおっしゃったとおり、任意接種となっておりますので、町の方では人数等は確認出来ておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。分からないということでございました。

それで、今までに私も広報なんか隅から隅までは目を通してはおりませんでしたけれども、今までに町の広報に、その帯状疱疹についての記事などは載せたことが。再々質問です。載せたことはありましたでしょうか。よろしくお願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせていただきます。広報に掲載したかどうかちょっと

記憶にないんですけども、恐らく掲載してないのでないかなと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

広報には掲載をされてないことで、してない言うことではございますが、何て言いましょうか、こういうことが大事ですよという風に、そういった方向で、是非、広報にも周知して頂ければと、これは要望でございます。

3点目の質問です。3点目は、今後について町のお考えをお伺い致します。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の今後の町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該予防接種につきましては、国の専門家会議において定期接種とする方針が決定されておりますので、先ほど答弁致しましたとおり、国の動向を注視しながら、近隣市町と情報を共有し、定期予防接種開始に向けて助成回数や助成額等について検討をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問ではございませんが、要望でございます。

先ほど町長のご答弁の中にもございましたように、定期接種とする方針が国では決定をされておりますと言うことでございます。今後も国の動向、また、各市町の動向など情報共有をしながら、方針を決めていくという、ご答弁でございまして、ちょっと時間がかかるかなって、このように思っておりますけれども、これは非常に大切な健康においても大変重要であると私は考えておりますので、是非いい方向で取り組んで頂きますよう、要望を致します。

以上で、11番、隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。ご答弁有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に5番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

5番、門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

多度津町の情報発信などの取組について、一問一答方式でお願い致します。

多度津町の情報発信などの取組や考え方について質問させていただきます。

急速なデジタル社会の変化とその定着により、情報発信の手段が従来の紙媒体の広報紙やチラシなどにホームページや各種SNS等のデジタルツールが加わり、コミュニケーションの手法や仕組みも一方向から双方へ変化するなど、加速度的に多様化、複雑化しています。

先月、11月17日に行われ、社会的にも色々と話題になりました兵庫県知事選挙でも

デジタル技術などを活用した情報発信やSNS上での情報のやりとりによって、その結果にも大きな影響を与えたと言われてしています。

このように、情報の取得を各種SNS等から行うようになってきた現在の社会情勢に合わせて、また、多様化するライフスタイルなどを考慮して、より幅広い層に、より迅速に、より正確に、必要な情報を媒体ごとの特性を生かしながら行き渡らせることが、これからの行政において、さらに重要になってくるものと思われまます。このような中で、本町の情報発信については、各所において十分ではないという声が町民の方々から聞こえます。また、町民に正しく情報が伝わっていないということが散見されます。情報は、受け取る側の収集する能力や意思も必要ではありますが、まずは、情報発信する側の媒体の特性を踏まえた創意工夫が何より大切であろうと考えます。各部署においては工夫をしながら町民に向けて情報発信が行われることとは思いますが、他の自治体に比べると情報発信の質量ともに十分ではないところもあり、今後は活用する媒体の選択も含め、より効果的で戦略的な情報発信に取り組む必要があると思われまます。

このような状況を踏まえ、これまでの紙媒体中心による情報発信に加えて、今後さらに影響力を持つことが予想されるLINEを初めとする各種SNSなどの情報媒体の活用に町としてより一層、力を入れていくべきではないでしょうか。

また、情報発信だけではなく、町民からの意見や要望などを集約する仕組みや、その基準などを併せて整備することで、これからの社会の変化にも的確に対応した情報発信と情報収集が両立出来るのではないのでしょうか。と思われまます。

そこで5点ほど質問させていただきます。1. 多度津町で現在行われている情報発信の媒体と、その媒体ごとの特性、また、それらの過去3年程度の発信回数や閲覧件数などの利用実績についてお伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

門議員の情報発信の媒体及び特性、利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町が情報発信に活用している媒体としては、広報紙及び町ホームページのほか、町公式SNSとしてLINE、フェイスブック、旧ツイッターのXがあります。

次に、媒体ごとの特性についてでございますが、広報紙は紙で発行するため、携帯電話やパソコン等を所有していない方でも閲覧することが出来、また、信頼性が高い。記憶が定着しやすい。内容の理解度が高いなどという特性があります。

町ホームページには情報を長期間保存出来るため、閲覧者が読み返しやすい、比較的詳細に情報を掲載出来るという特性があります。町公式SNSはリアルタイムでの情報発信が可能であり、リポストやシェアなどの機能により、発信した情報が多くの方に広まりやすいという特性があります。

次に、過去3年程度の発信回数と閲覧件数についてです。

広報紙は年12回の発行を行っております。町公式LINEは令和5年10月より運用を開始し、発信回数は令和5年度61件、令和6年度は11月末時点で85件です。フェイスブックの発信回数は令和3年度19件、令和4年度40件、令和5年度98件、令和6年度は11月末時点で44件です。Xの発信回数は令和3年度11件、令和4年度20件、令和5年度92件、令和6年度は11月末時点で44件です。

閲覧件数については、集計可能な町ホームページのみをお伝えします。町ホームページの閲覧件数は令和3年度78万件、令和4年度約83万件、令和5年度約64万件、令和6年度は11月末時点で約43万件です。なお、令和3年度と令和4年度の閲覧件数が多いのは、新型コロナウイルス関連情報へのアクセスが多かったためです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に入ります。問2です。

情報発信に関する課題をお伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

門議員の情報発信に関する課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

課題としては、特にLINEの登録者数に関して課題があります。令和5年10月に、本町ではLINEを活用した情報発信を開始しましたが、令和6年12月9日現在の登録者数は842名となっております。この数字は、本町の令和6年11月1日の人口2万1,853人に対して約3.9%です。総務省の令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する報告書によりますとLINEは60歳代までの全年代の94.9%が利用しており、インスタグラムの56.1%、Xの49%、フェイスブックの30.7%と比較すると非常に利用率が高く、60代以上の利用率も高くなっております。このことから、今後の取組としてLINEの登録者数を増やすことが必要であると認識しております。LINEを通じた情報発信は、住民の皆様迅速かつ効果的に情報を届ける手段として非常に重要です。特に、緊急時にはリアルタイムでの情報提供が求められます。しかし、現在の登録者数では、その効果を十分に発揮出来ないことが課題となっております。この課題を解決するためには、まず、LINE登録のメリットを住民の皆様にはっきりと伝えることが必要です。例えば、緊急情報やイベント情報、行政サービスの案内など日常生活に役立つ情報をタイムリーに受け取れることを強調し、登録の動機付けを行うことが重要です。さらに、学校や幼稚園と連携を強化して保護者への登録案内をすることで、より多くの方々にLINE登録を促すことが出来ると考えております。また、広報誌にもLINEの情報を定期的に大きく掲載しながら、LINE登録の呼びかけを行うことで多様な層へのアプローチが可能となります。そのためには、住民の皆様が興味を持つ良質な情報を提供することが求められます。LINE登録者数の増加は単なる数字ではな

く、本町の情報発信力を高めるための重要な指標であると考えております。今後も引き続き、住民の皆様にとって有益な情報を提供し、LINE登録者数の増加に向けた取組を研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

LINEの登録者数を増やすために現在どのような取組を行っておりますか、お伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

門議員の再質問にお答えします。

LINEの登録者数が増えた取組として、まずは、多度津町内の幼稚園児、小学生、中学生の保護者を対象とする保護者連絡システム「すぐる」にて10月にLINE登録案内を促すチラシをデータ配信致しました。また、11月の広報誌12月号にも見開きで大きくLINE登録を促す記事を掲載致しました。

これらの周知により、10月時点で登録者数が621人でありましたが、11月に97人増の718人、12月5日に122人増の840人となりました。また、令和6年4月1日時点で登録者数465人、5月1日には480人。6月1日には500人であったことから、どちらの取組も効果があったと考えられます。しかしながら、先ほど答弁致しました人口の約3.9%の登録者数では、情報発信の手段としては、まだまだ増やす必要がありますので、今後も定期的に大きく周知を行い、登録者数を増やし、本町の情報が多くの住民の皆様が届きますよう研究してまいります。

議員（門 秀俊）

再々質問させていただきます。

丸亀市のLINEの画面と本町のLINEの画面を比べてみますと異なっているように見受けられますが、何が違うのでしょうか。よろしくお願い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

門議員の再々質問にお答えします。

県内では丸亀市のほか、高松市、坂出市、三豊市と費用をかけて事業者とLINEに関する委託契約を締結し、情報発信を実施しているところがあります。また、本町のように費用をかけずにLINEの事業を行っている自治体もあり、善通寺市、宇多津町、琴平町などになります。LINE事業を委託した場合、一例として費用面を申し上げますと月額8万円程度となり、年間100万円以内で実施可能なものもあれば、年間数百万円発生するものなど事業の範囲により費用は大きく異なります。さらに、初期費用も30万円から90万円ほど必要となります。次に内容に関しましては、無料の範囲内であればLINEの公式アカウントのメニューが最大6項目であることに対し、委託しますと複雑な構築を行うことが可能となり、さらにセグメント配信により、特定の方のみに情報発信を行えること。メールマガジンとの連

携が可能になるなどサービスメニューの範囲が広がります。

今後は、登録者数や住民の皆様のニーズ、費用対効果を鑑みながら、本町でも事業者と委託契約を締結し、事業を行うべきか研究してまいります。

議員（門 秀俊）

有難うございます。次の質問に入ります。

町民からの意見や要望などを収集する仕組みについてお伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

門議員の住民からの意見や要望などを収集する仕組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、住民の皆様からの意見や要望を収集するために町の公式ホームページにお問合せ欄を設けており、こちらから意見や質問を簡単に送信出来る仕組みを導入しております。この問合せは24時間いつでも利用可能であり、住民の皆様が気軽に意見を寄せることが出来る環境となっております。

特にデジタル化が進む現在においては、こうしたオンラインでの意見収集は、非常に重要な手段となっております。また、自治会を通じた自治会要望も重要な仕組みの一つです。自治会は、地域の代表的な組織です。自治会を通じて住民の皆様からの意見や要望は随時受け付けしており、これにより地域特有のニーズや課題を把握することが出来ます。自治会との連携を強化することで、より多くの住民の皆様の声が町政に反映することが出来ると考えております。このように今後も住民の皆様とのコミュニケーションを大切にし、よりよい行政運営に向けて取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問に行きます。

個人からの意見収集や要望を受け付ける際の課題などがありましたら、どのようなことなのか、お聞かせ下さい。

町長公室長（山下 佐千子）

門議員の個人からの意見収集や要望を受け付ける際の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多様な問合せがホームページを通じて寄せられる中で、時には回答しかねる内容の問合せが届くこともあります。このような状況を踏まえ、より円滑に行政運営が出来るよう、今年度に入って意見収集のプロセスを整備致しました。具体的には投稿内容が次のいずれかに該当する場合、回答は致しかねますとホームページのお問合せ欄に明記しております。

お寄せ頂いたご意見は町運営の参考とさせていただきますが、次の項目に該当する場合には、回答しかねることをご理解頂きたいと思っております。1. 匿名もしくはハンドネームなど使用されているものや住所が正確に地番などまで記入されていないものな

ど入力情報が完全なもの。2. 町政に関係しないもの。3. 個人のプライバシーの侵害に当たるもの。4. 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの。5. 企業などの営業活動、政治、宗教に関するもの。6. 内容、趣旨が不明確、または不明なもの。7. 公序良俗に反するような表現が用いられているもの。8. その他、回答することが不相当と判断したもの。これら8件の基準を設けることで、住民の皆様からの意見をより効果的に受け止め、適切な対応を行うことが出来ると考えております。今後も住民の皆様からのご意見を大切にし、よりよいまちづくりに努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後の質問に入ります。

新たな情報発信などに関する取組はあるのか。また、さらなるデジタル社会の到来に備え、町全体として政策的な方針などがあるのかについてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の新たな情報発信などに関する取組及びデジタル社会の到来に備えた施策方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

情報発信に関する取組につきましては、現在、改定作業を進めている第3期総合戦略において、その基礎資料のための住民アンケートを実施しており、現時点では集計途中ではありますが、本町のこれまでの情報発信の評価についての質問に対して十分だと思うと回答された方が58.7%、不十分だと思うと回答された方が34.4%、無回答が6.9%という結果でございました。従前より、本町の情報発信には課題があると感じておりましたが、より一層の情報発信の充実に取り組む必要があることを再認識する案件と結果であったと捉えております。

現在、本町では広報紙やホームページによる情報発信に加えて、主にLINE、フェイスブック、X（旧ツイッター）といったSNS等を活用した情報発信を行っております。新たな情報発信の取組につきましては、現時点では予定はしておりませんが、今後も保有する情報媒体を通じて、1人でも多くの方に正確な情報が届くよう媒体ごとの特性も踏まえながら、より効率的な情報発信の研究を行うとともに、新たなデジタル媒体についても先進事例や先進技術の研究に取り組んでまいります。

次に、さらなるデジタル社会の到来に備えた政策方針につきましては、議員のご質問のとおり、既にデジタル社会は本格的に到来し、国においてもその取組の方針として2023年に総合戦略を改定し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しております。この国の総合戦略におきましては、地方で抱える課題をデジタル実装によって解決し、誰もがデジタル化のメリットを享受出来る社会を目指すことが基本方針として掲げられており、本町のこれからのデジタル化につきましても、その基本方針などに基づき、また、本町の総合計画や総合戦略なども踏まえながら、適切に

デジタル化や、その先にあるDXを推進していく必要があるものと認識をしております。

その中で、現在行っているDXの取組の一つとして、令和5年7月に本町と包括連携協定を締結したリコージャパン株式会社香川支社との連携事業があります。昨年度と今年度に町職員を対象として、住民の利便性の向上や業務の効率化、さらには、にぎわい創出に資する各種デジタルソリューションの説明会を実施しました。具体的にはAI関係、書かない窓口、VR技術などを生かした観光や防災、最新のOCRなどの紹介と、その体験でした。本取組は、様々なデジタル機器やICTの活用を職員が実体験することで、最新のデジタル技術をより身近に捉えるとともに、どのようにデジタル技術を住民サービスの向上や住民の利便性の向上に繋げていけばよいのかといった具体的なイメージをまずは町職員にしっかりと掴んでもらうことを目的として実施致しました。

現在の厳しい財政状況下でのデジタル技術の導入については、特にその費用対効果など十分に検証した上で限られた人員と予算の中で、住民サービスを低下させることなく、多様で複雑化する地域課題に迅速かつ正確に対応出来るような真に有益なデジタル技術の導入が求められます。

一方で、急速なデジタル化に不安を感じる住民の皆様方も一定数おられることから、誰一人取り残されない社会を実現するためには、より本町の実態に即した住民目線でのデジタル化を常に意識しながら、デジタル化やDXの推進を図っていくことが重要であります。

今後、新たなデジタル技術の導入を各部署において行う際に住民の方々に丁寧で分かりやすい説明や周知が行えるよう、まずは、町職員一人一人がデジタル技術に関する知識やノウハウなど、蓄積する取組を進めるとともに情報発信なども含め、さらなるデジタル社会の進展に備えて、行政として柔軟かつ的確にその変化に対応出来るよう、全庁横断的な取組として町内外のデジタル化を推進していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

町長、丁寧な答弁を有難うございます。

本町では、厳しい財政状況ではありますが、デジタル化を進めると効率、また短縮ができ、経費が削減出来ます。しかし、デジタル化という名前だけで苦手な方も出てきます。町民の方が分かりやすく広めて行うよう、今後も推進して行って下さい。以上で一般質問を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、5番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。

議場内の時計で10時半から開始致します。

休憩 午前10時6分

再開 午前10時30分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

はじめに 200 人以上が死亡したスペイン東部の記録的な洪水からおおよそ 1 箇月が経過しました。被害を受けた地域では、復旧作業が進められていますが、今も残る土砂の処理や生活に必要な物資の供給などが課題となっております。

また、能登半島地震の発生から今月 1 日で 11 箇月が経過しました。石川県と新潟県、富山県で合わせて 463 人が亡くなり、このうち災害関連死は 235 人と言います。地震の発生後 2 度目の本格的な冬を迎える中、災害関連死を防ぐための対策が続けられています。被害に遭われた皆様には、改めてお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

そこで 2 番、氏家 法雄、今回の議会では多度津町の教育環境について、いくつか質問させていただきます。

丸尾町長は 3 月に発表した施政方針の中で「基本政策の 1 点目」は「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」として【子育てをしやすい環境づくり】を重要な政策と位置付けています。具体的には【豊かな心を育てる教育の充実】として「豊かな心を育てる教育の充実であります。子どもたちが明るい未来を描き、主体的に生きるための資質と能力を育むために「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育を推進し、「幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育、多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にしたい教育を推進していきます」と述べています。

先月 28 日付「四国新聞」では「ICT活用の授業公開」との見出しで、国の「リーディングDXスクール」事業のモデル校である多度津中学校に香川県内外から 60 人の視察があったと伝えています。

限られた予算と人材で町の職員・教職員の皆さまが懸命に環境づくりに取り組まれていることを伝えるもので、有木校長は「生徒が主体的に学習を進めるために我々は何が出来るかを考えている。他校の取組も参考にしながらブラッシュアップしていきたい」と意気込みを語っています。

先進的な取組に尽力されている姿には本当に頭が下がりますが、こうした恩恵を受けることの出来ない児童・生徒さんも存在するのも一方の事実ではないでしょうか。そこで、本町の「不登校」の問題に焦点を当ててみたいと思います。

はじめに文部科学省初等中等教育局児童生徒課が本年 10 月 31 日に発表した「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、昨年度、全国の小・中学校で 30 日以上欠席した不登校の状態にある子どもは 34 万 6,482 人で、前の年度と比べて 4 万 7,000 人余り、率にして 15%多く、11 年連続で増加して過去最多となりました。このうち、小学生が 13 万 370 人で 10 年前の 5 倍、中学生が 21 万 6,112 人で 10 年前の 2.2 倍に、それぞれ増えています。このほか高校生も 3 年連続で増えて 6 万 8,770 人と報告されています。

不登校の状況としては「学校生活に対してやる気が出ない」が 32.2%と最も多く、次いで「不安・抑うつ」が 23.1%、「生活リズムの不調」が 23%などとなっています。また、認知されたいじめの件数は、小学校が 58 万 8,930 件、中学校が 12 万 2,703 件、高校が 1 万 7,611 件、特別支援学校が 3,324 件の合わせて 73 万 2,568 件で、前の年度よりも 5 万件余り増えて、こちらも過去最多となっております。

こうした不登校の子どもの増加について文部科学省は、「子どもの状況に応じた教育が必要だという保護者の意識の変化も背景にあると考えられる。不登校の要因を的確に把握し、きめ細かな支援が必要だ」とした上で、いじめについては学校側が組織的な対応が出来ず、重大事態になった例もあるとして、いじめの早期の発見や対応を促していきたいとしています。

この統計を受け、本町での不登校についての現状とその対応について質問させていただきます。

まず、はじめに多度津町での不登校の状態にある子どもの数をお教え下さい。

教育長（三木 信行）

氏家議員の不登校の状態にある子どもの数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、小学校12名、中学校28名です。これは昨年度と同じ時期と比べて、小学校は同数、中学校は2名減となっています。全校児童生徒数は小学校989名、中学校506名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、昨年度の小・中学校の不登校状態にある子どもの数をお示し下さり、2名減少という健闘ぶりを伺うことが出来ましたが、全国と比較した場合は、どのような状況でしょうか。再質問です。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの教育長の数字は、今年度の今現在のものになっています。2023年度の全国問題行動不登校調査によりまして小学校の方、全国で千人当たりの人数ですが、

21.4名、多度津町においては10.7名となっております。中学校において、全国では千人当たり67.1名で、多度津町では58.5人となっております。以上です。

議員（氏家 法雄）

全国と比較しても多度津町の不登校の問題、非常に健闘されている状況にあるかと思うんですが、2番目の質問になります。文部科学省の調査では「学校に対してやる気が出ない」、次いで「不安・抑うつ」、「生活リズムの不調」が理由として続きます。多度津町では現在40名の小・中学生が不登校状態にあると伺いましたが、こちらの理由の把握は、ございますでしょうか。

教育長（三木 信行）

氏家議員の不登校の理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不登校の状態になった理由として一番多いのは「生活リズムの不調」で、小学校4名、中学校16名です。「やる気が出ない」は小学校4名、中学校2名、「不安・抑うつ」が小学校2名、中学校6名、「親子の関わり方の問題」が小学校2名、中学校4名となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

生活リズムの不調、最も小・中学校合わせてってことですが、理由として多度津町の場合1番になるかなと思うんですが、ちょうど先週、多度津中学校の有木校長と懇談する時間がありまして、そこでも様々、今ライフスタイルが多様化してますので、初め話を伺うまでは、僕も生活リズムの不調っていうものが余りピンと来なかったんですけども、親の多様な働き方とか、そういうところで生活リズムが必然的に乱れてしまう子どもさんもいらっしゃるっていうことは、その時に伺いました。それが今、数字として裏付けられた結果なんですけれども、大人でもこの生活リズムの乱れてっていうものは、体調不良を招きやすい問題です。子どもの場合、大人以上に心身ともに多大な影響を与えるものになりますので、こうした子どもたちに対する配慮、育成っていうものが、今後、本町の課題になってくるかと思いますが、そこで、そうしたものにどう向き合っていくかということで、3番目の質問に移ります。

本町での不登校の対策ですが、学校などの教育からのアプローチのほか、スクールソーシャルワーカーなど福祉的な側面、また、カウンセラーの支援といった心理的なアプローチが考えられますが、それぞれ、どのような対策を現在、実施されているのか。また、本町独自の対策があるようであれば、お教え下さい。

教育長（三木 信行）

氏家議員の不登校児童・生徒への対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校では不登校傾向の児童生徒に電話連絡や家庭訪問を継続して行い、学校と繋がっている状態が継続するようにしています。さらに子どもの状況に応じて、可能な

時間での登校が出来るようにしたり、個別に学力面での支援をしたりしています。また、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが各校を回り、児童・生徒及び保護者の相談に乗ることが出来るようになっていきます。必要に応じて個別のケース会を開き、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにも出席してもらい、それぞれの子どもや保護者にどのような支援をしていけばよいかを話し合っています。

なお、不登校の状態にならないよう、児童生徒にとって日常の学校生活が充実していることが大切であり、各学校では楽しく分かる授業づくりや互いを尊重し合える学級づくり等に日々取り組んでいます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、教育長の方から、きめ細やかなケース会の実施、また、不登校の状態にならないような学級づくり、こういった日々の実践をご紹介頂きました。また、その継続されていることが、不登校児童数の減少に繋がっているものだと思いますので、こちらには本当に教育行政、また、教職の現場におられる方々には感謝申し上げたいと思います。そこで、4番目の質問に移ります。こうした困難を抱える子どもの問題は、それぞれの担当がバラバラに動いてしまえば、問題解決するどころか、より悪化させることもしばしばあります。ソーシャルワーカーやカウンセラーほか学校当局との相談・連携・協力はどのようになっているのでしょうか。質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

氏家議員の有機的な対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。個々に関する情報は必要に応じて、学校とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育委員会、健康福祉課、児童相談所、医療関係等と共有するようにしています。それにより担当がバラバラに動くのではなく、それぞれの機関が連携して、必要な動きが出来るようにしています。先程申し上げましたケース会も各関係機関での情報を共有するための重要な会になっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

多度津町役場の各課と、また、教育現場の方々の密接な連携関係というものを今後も維持して頂きたいと思いますが、また、この後の質問でも取上げますけれども例えば、この学習について行けない子どもをどのように学校に向かせるのかというところで、オンラインであったり、個別最適な学びっていうものが様々なギミックとして加わることで、子どもが自由に学習していける環境へと繋がっていくものだと思うんですけれども、こうした学習環境の整備について質問させていただきます。不登校の対策については、10月31日のNHKの報道で、こうした問題に詳しい上越教育大学のいじめ・生徒指導研究センターの高橋センター長は、先の文部科学省

の調査結果について、学校に行かないことがよくないという従来の意識に変化が出ていると指摘し、フリースクールなどが社会的に認知されて、子どもがストレスを抱えたまま通学するよりも自分が学びやすい場所で学ぶことが可能だということが広く認識されて来ている。とした上で、学ぶ場が整った環境であれば、学校教育に限らなくてもいいのではないかと保護者が気づき始めていると分析しています。一昔前であれば、子どもを引っ張ってでも親が学校に連れていくっていう、これも一つのハラスメントになろうかと思うんですが、そういった意識も変わってきている。とすれば、その受皿の問題になります。

そこで5番目の質問です。不登校など困難を抱える児童に対する学びやすい環境の本町での整備状況と困難を抱える世帯に対する環境整備、利用促進の支援はございますでしょうか。

教育長（三木 信行）

氏家議員の多様な学習環境の整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町では教育支援センターがあり、学校に通いづらい子どもが学ぶことが出来るようになっていきます。一人1台端末を活用することにより、学校で配布されたプリントや授業の板書が見られるようになっていくため、学校の授業の進み具合も分かります。

また、オンラインで学校での授業を見ることが可能なので、学校内の教室以外の場所や家庭からも授業を見ることが出来るようになっていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご答弁有難うございます。

多度津町は、非常に熱心に教育環境の整備に取り組まれていることをご紹介頂いたんですけれども、ちょっと先日から中讃地域の不登校のお子様を抱える親御さんのお話会に参加させて頂いております。多度津町だけでなく、丸亀にお住まいの方とか色々な方がいらっしゃるんですけれども、皆さんからお話を伺いますと近隣市町に比べて、多度津町がこの不登校の問題に関しては、きめ細やかに寄り添って下さっているということで大変助かっています。という声を伺いました。もちろん丸亀市なんかと比べますと多度津は中学校が一つですので、対応がまとまってとれるであるとか、そういうアドバンテージっていうものは、もちろんあるんですけれども実際その現場で関わってくれる人々が家族に寄り添ってくれているっていうのは、本当に有難いとおっしゃってました。あるご家庭の方は、多度津に転入するのか、善通寺に転入するのかっていうのをそういう話を聞いた上で、多度津町に転入されたっていう親御さんもいらっしゃる。こうした先進的な取組に関しては、現状でいうと、そういう熱心に関わってくれる支援員さんとか教職員さんのパーソナリティに依存しているところが現状です。もうそれは有難いことなんですけれども

人に依存するだけじゃなくて、そこは制度としてしっかり人が代わったら出来なくなるっていうことじゃないような仕組みづくりを今後はお願い出来ればと思うところです。多度津町の教育現場っていうものが、今回この不登校の問題を敢えて取上げさせて頂いたのは、多度津町の教育行政、また、教職員の皆様が一生懸命この問題に取り組まれていることを広く町内の方々にも知って頂きたい。また、労を讃えたいという思いで、今回この問題を取上げさせて頂きました。

議員活動について解説した議員必携によれば、一般質問とは大所・高所から政策を建設的立場で議論する場所だと言われております。何ていうんですかね、小さな瑕疵っていうものを大きく見せるようなことだけじゃなく、どのようにして議員と行政の執行部の皆さんと、より良いまちづくりをしていくことが、明日に向かって出来るのかどうかっていうことも僕は議員の役割だと思っています。もちろん、うまく出来てないところに関しては、制度設計を絶えず更新しながらやっていかなきゃいけないんですけども、そうした思いで今後ともこの不登校の問題、また、不登校の陰にはいじめの問題は現実にあります。今後も加速度的に一人一人の多度津の子どもから大人まで暮らしやすいまちづくり、一緒に作っていかねばと思います。そこで次の、これも教育に関する質問になりますが、質問に移らせて頂こうかと思えます。冒頭でも紹介しましたが、ギガスクールの話です。

多度津町では現在、文部科学省のリーディングDXスクール事業を受託し、多度津小学校と多度津中学校が指定校として実践をしております。文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTリーダーの武藤久慶はリーディングGX事業について、次のように述べています。本事業では、全国全ての都道府県及び政令指定都市に指定校をおき、GIGA端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を徹底的に活用し、情報活用能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXを推進し、全国に好事例を展開することとしましたと、この事業の概要を述べています。

そこで1点目の質問です。文部科学省の方針によれば、汎用的なソフトウェアとクラウド環境を徹底的に活用し、中略しますが、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務DXを推進とありますけれども、具体的にはどういう端末やソフトウェアを活用し、また、何をなすのかについて、ご教示下さい。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員のリーディングスクールDX事業に活用する端末やソフトウェアについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

端末はApple社、Google社、Microsoft社の端末から各自治体を選択するようになっており、本町はApple社のiPadを使用しています。汎用的なソフトとして各社のウェブブラウザや文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどがあります。また、クラス管理やチャット、ファイル

共有などのソフトも活用しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、池田課長からハードウェア的な説明を頂いた訳なんですけれども、例えば、この後、教育長にも伺おうと思うんですけれども、こうしたブラウザとかオフィスアプリケーションというものを利用して、学生さんとかはどのような授業の中で使われるのかなあってというのが興味がありますので、そこを再質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒がどのように活用するのかということですが、1番よく活用しているのはロイロノートというアプリです。そこで、1番活用するのは、例えば授業中に、どの子どもが、どのような考えを持っているのかっていうのが一目に分かります。それは例えば、共有ノートというような仕組みがあって、そこで自分の意見をそこに書き込むと全員が見ることが出来ます。それによって従来のように手を挙げて1人ずつ発表するという必要もありませんし、教師が全部分かるし、あるいは友達の考えをまねて自分の考えをすることも出来ます。それから、提出箱というものがあることで、それによって最終的に学んだことをそこに置くことによって、全員の考えが分かります。そしてクラウド上とか端末に残しておくので、次の時間にも、そこでもって活用することも出来るということになります。個別最適は別のところにもありますので、時間があればお話ししたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

出来る訳もないんですけれども、出来ることなら今の小学校、中学校に戻ってやり直したくなるような教育環境だなんていうのが伺い知ることが出来たんですけれども、さて、次の質問に移らせて頂こうと思います。今、そういったアプリケーションを活用して学習を深めていく様子をお伺いすることが出来ましたが、この事業ではG I G A端末を活用して新たな学びを創造していく訳なんですけれども、謳われているのが、個別最適な学び、また、協働的な学びとなっております。こちらは一体どのような内容なのか質問致します。

教育長（三木 信行）

氏家議員の個別最適な学びと協働的な学びについてのご質問に答弁をさせていただきます。

「個別最適な学び」とは、児童・生徒の学習進度や個性に合わせて学んだり、自分の興味・関心のあるものを選んで学んだりすることです。

個別最適な学びは、指導の個別化と学習の個性化に整理されています。指導の個別化は、個々の児童・生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることです。学習の個性化は、個々の児童・生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深

め広げることです。

「協働的な学び」とは、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ、多様な他者と協働しながら学ぶことです。

どちらかの学びだけではなく、どちらの学びも組み合わせながら、よりよい学びに高めていくことが求められています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今二つの質問で、児童・生徒さんがどのように機械を使いこなしながら、学習を深めていくのかっていうところが、すごく理解させて頂けたんですが、こちらの事業では、もう一つ推進されるものが謳われています。リーディングDX事業では、教育改革の推進のほか、校務DXの推進が謳われていますが、本町での事例をご説明お願い出来ませんか。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

氏家議員の校務のDXについてのご質問に答弁をさせていただきます。

リーディングDXスクール事業の指定校では、チャット機能などを活用して教職員間の情報共有をリアルタイムに出来るようにしたり、インターネット環境があれば、いつでもどこからでも仕事が出来たりするような状況を作っています。教員も個々の状況に応じた働き方を選択出来るようになることが考えられます。その他の学校もチャット機能を活用して教育委員会との情報共有を行っています。

また、全ての学校で会議や研究会、保護者への文書などをデジタル化することで資料の印刷や配布、郵送の手間や費用が省けるという良さも生まれています。保護者からの欠席連絡もアプリを通して行い、朝の電話対応などの業務も少なくなっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

校務DXの推進、様々便利な側面、今ご紹介頂いたんですが、一つだけ要望と言いますか、お願い出来ればと思うんですが、こういったデジタル機器、また、働き方の環境には、情報漏洩、また、セキュリティーの問題というものが必ずつきまといます。こちらの方もしっかり対策の方、お願い出来ればと思います。繰り返し、どんなに大きな企業でもセキュリティーが破れられる。例えば、個人情報漏洩する。こうしたニュースに事欠くことがないのが私たちの暮らしですので、100%安心っていうものは、この世の中には存在しないと思いますけれども、大切な情報ってものの背景には何があるのかって言えば、生きた人間そのものが情報の背景にはいる訳ですので、そこはしっかり取り組んで欲しいなと思います。また、この校務効率化に関しては、文部科学省の全国の学校における働き方改革事例集、令和5年3月改訂版の中で、その目的を業務負担を軽減し、教育の質の向上を図るためと記載されています。一つだけ、また、ご注文させて頂ければ、皆様には様々な事例、先進事例を学ぶ中で多度津らしい負担の軽減された教員の皆様の職場環境づく

りを一層進めて頂きたいとお願いいたします。教職員の皆様が伸び伸びと働けるようになることが、子どもの幸福度の向上にも直結致しますので、重点的に取り組んで頂きたいとお願い致します。

そこで、最後になるんですけれども、リーディングDX事業について、今、様々な角度からお話を伺いましたけれども、本事業を導入する目的、また、効果、そして育む生徒・児童像についてのご説明を教育長にお願い致します。

教育長（三木 信行）

氏家議員の事業導入の目的、効果、育む児童・生徒像についてのご質問に答弁をさせていただきます。

事業導入の目的としては、授業観を変えること、事例を広げることが挙げられます。これまでも子ども主体ということは大切にしてきましたが、教師主導の一斉授業ではなく、これまで以上に子どもが主役になれる授業づくりを目指していきたいと考えています。

10月の多度津小学校、11月の多度津中学校の公開研究会には県内外から多くの方にご参加頂きました。そういった活動を通じて、町内をはじめとした多くの学校に事例を広げること各校に取組が普及していき、各校での子どもたちの学びがより良い物になるという効果があると考えています。また、先ほどの答弁で述べたように、教員の働き方改革にも繋がる効果があると考えています。

本事業を通して子ども一人一人が自分の学びに責任を持ち、自分の意思で工夫したり、他者と協働したりしながら学びに取り組んでいくことを期待しています。そして、予測困難な時代の中でも様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことの出来る子どもを育てていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、教育長から多度津中学校・小学校でこの事業を通して育みたい人物像について、丁寧にお話を伺うことが出来ました。そこで最後に一つだけ、これもお願いと言いますか、留意したいところになるんですけれども、文部科学省はこの事業について、ビジネスパーソンが活用しているソフトウェアを子どもたちも同じように使う。大人と同じようにクラウド環境を使いこなすクラスメートを含む様々なリソースを参照し、云々とあります。ここは僕も少し引っかかる場所がありますので、この懸念だけお伝えして一般質問を得ようかと思えます。

学校とは、本来、こういうビジネスパーソンというキーワードに見られるような市場社会とは一線を画した学びの場であると思えます。10年前位ですかね、ハーバード大学の「白熱教室」という番組が話題になりました。その中で政治哲学者のマイケル・サンデルは「それをお金で買いますか」という著作を著していますが、全てをお金に置き換える市場は、必ず腐敗すると説きます。友情や愛、こういったも

のが、お金に換算出来るのかという問いです。そこで次のように述べています。結局のところ、市場の問題は実は他の人々とともに、どう生きることを望むかという問題なのだ。我々が望むのは、何でも売り物にされる社会だろうか。それとも市場では評価されず、お金では買えない道徳的、市民的というものがあるのだろうか。こういった投げかけをしています。先日、ある高等学校の学生の弁論大会の予選の審査に参加させて頂きました。そこで僕は一つ驚いたのが、自分の未来の夢を皆さん語りますが、未来の夢って聞かれると、こういうものになりたいという中で、職業を選ばれる方がやっぱり目立つのではなかろうかと予測するんですが、半数以上の生徒さんが、例えば、挨拶が必ず出来る人間になりたい。他人のことを思いやれる人間になりたい。こういった価値的な理想像を掲げている生徒さんが多くいたことに驚いた記憶があります。その意味では友愛や平等、あるいは自由を学ぶ学びの場がビジネスパーソン式に法律や金銭感覚、こういったもので置き換えられることのないように取り組んで欲しいとお願いしたいと思います。つまり、学校で育まれる友情や愛、正義といったものを「お金で買いますか」「はい、買えます」とならないようにという危惧です。冒頭で言及した不登校の児童・生徒さんの生きづらさも、こういった価値観の中にあるのではないのでしょうか。

以上、懸念をお伝えして2番、氏家 法雄の一般質問を終えます。

議長（小川 保）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

これより、休憩をとります。

再開は13時でお願い致します。

休憩 午前11時12分

再開 午後1時0分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開します。

次に14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、まず第1点目に「重点支援交付金の増額は、町民の暮らしを支える支援や暮らし応援への活用を」、2点目に「循環型交通体系と町民の人権、交通権、移動権での地域公共交通による町の活性化について」3点目に「防草シートの活用について」、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず最初に、1点目の「重点支援交付金の増額は、町民の暮らしを支える支援や暮

らし応援への活用を」についてであります。

政府の経済対策に盛り込まれた「重点支援地方交付金」、つまり臨時交付金であります。この概要が判明を致しました。政府は11月22日、新たな経済対策、つまり国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定を致しました。物価高騰対応などを柱とし、事業規模は39兆円程度で、この裏付けとなる補正予算案を12月上旬に国会へ提出しております。長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、実質賃金が減少し続けるもと、求められているのは、国民の暮らしを支え、所得を増やすことですが、今回の経済対策では全く不十分でございます。しかも軍事力の抜本的強化まで盛り込まれております。同時に地方公共団体からの要望が強かった重点支援地方交付金の増額は、自治体の独自施策の財源となるものであります。内閣府は、経済対策が閣議決定された22日、事務連絡「重点支援地方交付金」の追加についてを各都道府県に発出し、自治体での具体化を急ぐよう呼びかけております。また、経済対策では「重点支援地方交付金」つまり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、1.低所得世帯支援枠の追加、2点目に推奨事業メニュー枠の追加が明記されました。それぞれの交付限度額は補正予算案の編成を踏まえ、後日、通知するもの自治体に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めて頂きますようお願いいたします。と要請をしております。また、市町村へもこの旨、速やかに周知して頂き、市町村において対策の早期執行に向けた検討も求めています。内閣府への聞き取りでは、制度概要は昨年度の制度設計と変わらないとしており、推奨事業メニュー枠は、自由度の高い財源として使い勝手のいい交付金であります。それぞれのポイントは以下のとおりです。

まず、低所得世帯支援枠でございます。これは給付事業としてであります。これは住民非課税世帯1世帯当たり3万円を給付し、住民税非課税世帯の子ども1人当たり2万円の追加。給付、これについては、内閣府は自治体独自の上乗せは可能としております。推奨事業メニュー枠の活用が想定されます。次に推奨事業メニュー枠でございますが、まず、生活支援でございます。これは小・中学校等における学校給食費の支援やLPガス、プロパンガス使用世帯への給付等の支援など。子育て世帯支援として、低所得のひとり親世帯への給付金等の支援も可能であることを明確化したものであります。そして、事業者支援でございます。これは、中小企業、農林水産事業者、地域観光業、医療、介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援などであります。新たに追加された事業と致しましては、灯油支援、地方公共団体における水道料金の減免にも対応出来ます。内閣府は、個別自治体への交付限度額について補正予算での財務省との折衝次第だが、昨年度を上回るよう努力するとしている訳でございます。そこで、お尋ねを致します。

第1点目に、低所得世帯支援枠、つまり給付事業であります。推奨事業メニュー枠での生活者支援、事業者支援、新たに追加された事業などについて、これら対策の早期執行に向けた検討を求められておりますが、町では具体的に自由度の高い財源として使い勝手のいい交付金の重点支援交付金の増額について、どのように検討して予算化しようとしているのかお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の重点支援地方交付金の増額に係る検討・予算化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、当該交付金については内閣府地方創生推進室より地方自治体に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう事務連絡が发出されており、11月29日には当該交付金の追加を含む国の「令和6年度補正予算（第1号）」が閣議決定され、12月9日に補正予算案が国会に提出されたところであります。

国の経済対策においても「経済対策の早期執行」が挙げられておりますので、当該交付金を有効に活用した事業の効果的な実施に出来るかぎり早期に取り組む必要があるものと認識しております。

しかしながら、現在、国から各自治体に対して提供されている当該交付金に係る情報は、未だ不確実で非常に暫定的なものであり、国会において補正予算が成立した後には制度要綱や交付限度額なども正式に示されることから、現時点では当該交付金活用事業について公に決定したものはありませんが、これまで国から出された情報を遅滞なく庁内全部署に共有を図るとともに「物価高騰対策に資する事業」について各部署で内部検討を進めるよう、指示をしております。

今後、国の補正予算が成立した後、交付金の詳細を精査した上で、全庁的に連携をし、本町として実施する事業の検討を早急に進めてまいります。今後の詳細なスケジュールなどは現時点では未定ではございますが、これまでと同様に当該交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた住民や事業者の方々に対する支援が適切かつ迅速に実施出来るよう、引き続き、庁内での緊密な連携と情報共有に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。年末を控え、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者、学童・学生に対する支援は、具体的には今、何があるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（山内 剛）

尾崎議員の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援についてのご質問のうち、生活者に対する支援について答弁をさせていただきます。

重点支援交付金の低所得世帯支援枠を活用した給付事業は、これまでも行ってお

り、直近では「令和6年度多度津町物価高騰支援給付金事業」を実施しました。本事業は令和6年6月3日を基準日として、新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯に対して1世帯当たり7万円を、18歳以下の子どもがいる世帯は1人当たり5万円を支給するものですが、10月31日で受付期間が終了したため、現在は低所得世帯に対する給付事業は行っていませんが、町民の方から生活保護や生活困窮等に関する相談があれば、社会福祉協議会のフードバンク等をはじめ、関係機関と十分に連携しながら個別に対応を行っています。

また、今回追加された低所得世帯支援枠の1世帯当たり3万円の給付事業についても今後の国の通知等を注視し、遅滞なく対応出来るよう努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援についてのご質問のうち、事業者に対する支援についての答弁をさせていただきます。

事業者に対する物価高騰対策に関する重点支援交付金の活用については、現在、全国的に多くの地方自治体はその重要性を認識し、様々な施策を検討しています。特に中小事業所や消費者に対する支援は、地方経済の安定と持続的な発展にとって欠かせない要素であると考えています

今回の交付金活用についても多度津商工会議所や県などの関係機関との情報共有と連携、また、包括連携協定による町内金融機関との情報交換などを通じ、必要な支援について周辺自治体の動向も注視しながら検討を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

教育総務課長（池田 友亮）

尾崎議員の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援についてのご質問のうち、学童、生徒に対する支援について答弁をさせていただきます。

現在のところ、年末を控えて物価高騰の影響を受けている学童、生徒に対する支援は、教育委員会においてはありません。しかしながら、多度津町就学奨励費支給要綱の規定により、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して必要な学用品費、通学用品費、学校給食費などを通年で支給しております。併せて、令和5年度より園児、児童、生徒に対して給食費の物価高騰分を町費で対応しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。物価高対策のための小・中学校における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用出来るマイナポイントなどの発行による消費下支えの取組、また、プロパンガス使用世帯への給付等の支援、特別高圧やプロパンガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産業者、地域観光業、医療、介護、保育施設、学校施設、また、商店街、自治会、厳冬期での灯油支援、地方公

共団体の水道料金の減免、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化、子育て世帯でのひとり親世帯への給付金等の支援などの事業がありますが、支援内容は、町として個々に現状では、どのように必要かつ有効、効果的に支援しているのかお尋ねを致します。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の物価高対策のための各種支援事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁した支援内容のほか、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を繰り越して活用し、エネルギー価格の高騰等やゼロカーボンシティの実現に向けた多度津町省エネ家電買換促進補助金として、エアコン、冷蔵庫、テレビ及びLED照明器具の省エネ製品に買い換える経費に対して支援を行いました。

国の交付金を利用して支援出来る施策は、令和5年度に終了していますが、今後、国の交付金等を使って物価高騰に対する負担への必要な支援が出来る機会があれば、効果的に支援出来るよう国の動向を注視してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、次に循環型交通体系と町民の人権、交通権、移動権での地域公共交通による町の活性化についてであります。

地域公共交通は住民の足であり、通学や通勤、買物や鑑賞など文化活動になくなくてはならない乗り物であります。とりわけ運転取得年齢、つまり、自動車では18歳、バイクでは16歳に至らない子どもや高齢者、障害者にとっては、移動の自由の保障そのものであります。路線系統、運転間隔、運賃など、その利便性と車両や停留所の快適性などは、地域の生活の質に直結をしている訳であります。

また、人の生活は自分が移動したり、物を移動させることなしには成り立ちません。日本では東京一極集中の国土計画が推進され、新幹線や高速道路の全国ネットワークに巨額の資金と人的パワーが注がれてきました。自動車産業を支援するため、道路予算の財源はガソリン税や自動車税などを近年まで目的税とし、道路建設に注入をしてきました。しかし、鉄道や路線バスなど地域公共交通は、自前の資金での運営へ余儀なくされてきた訳であります。農林漁業を初め、地場産業の衰退、立地企業の撤退、追い打ちをかけるような地震や豪雨災害で急速に進む人口減少の進行と地域衰退により、地域公共交通は崩壊の淵に立たされている訳であります。1960年代から60年間の高度経済成長、国土開発計画、新自由主義政策の結果が政府をして「地方創生の失敗」を認めざるを得ない地方の激しい人口減少、疲弊、衰退なのであります。今春の運輸労働省の働き方の法改正を口実にした路線バスの大規模な路線廃止や減便、地域の鉄道、軌道の現況は、今、各地でバス路線の減便、大幅な路線廃止、値上げなどの動きが広がり、ローカル鉄道の存続もダイヤ改正、減

便、値上げで瀬戸際の危機に立たされております。

しかし、現在の危機的な状況に対して、国の政策もようやく変化の兆しを見せつつあります。昨年の地域公共交通活性化再生法の改正、つまり、2023年10月施行でありましたが、これで公共交通について、国や自治体が財政的にも責任を持っていく方向に一步を踏み出しました。少なくとも政策上は黒字、赤字に関わらず地域の交通ネットワークを維持していくために、自治体や国から補助出来る可能性が出てまいりました。さらに昨年の法改正で、全ての自治体は公共交通基本計画を作らなければいけないことになりました。交通を「地域のインフラ、つまり、生活や産業の基盤となる設備」として考えていく重要な一步であります。既にある交通基本計画を改定するところも、これから作るところも住民を入れた協議会で議論をしていくことになっております。このようなことから「町内でどこに住んでいても安心して暮らせるまち」、「歩いて暮らせるまちづくり」、「公共交通は、人権、交通権、移動権での町民の暮らしを支える基盤の再構築」、「住民の暮らしやまちづくりの土台となる持続可能な地域公共交通の実現」、「誰もがいつでもどこでも安全で安心できる豊かな交通を享受できる地域社会」、「交通、移動の権利は、関連する人権を集合した新しい人権」、町民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通移動の権利が保障され、行使出来る環境が整えられることが必要でございます。

そこで、お尋ねを致します。1点目には、地域交通政策である多度津町公共交通基本計画は作成が義務付けられておりますが、現況ではどのようになっているのかお尋ねを致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の多度津町公共交通基本計画の策定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問のとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行され、全ての地方公共団体に対して地域公共交通計画策定の努力義務が課せられていることは承知しています。しかし、当該法律には策定期限などは定められていないことから、現時点で本町では策定に至っておらず、今後、地域交通の検討やその進捗を踏まえながら、適切な時期に手戻りや過不足などが発生しない適切な内容で計画策定を進めていきたいと考えております。

現在、高齢化や核家族化の進行、運転免許証自主返納者の増加などの影響から日常生活のための移動手段に関する住民の要望やニーズが高まっており、本町のこれからの地域交通の在り方について、自分ごと化会議における議論や他自治体の事例などの検証を行っております。

まずは、本町に最も適した地域交通についての検討や実証実験の開始を先行して行った上で、当該計画に関係する関係機関などの協力を頂きながら、計画策定にむけ

た協議会の立ち上げなどを行い、従来のタクシーや電車などに加えて今後、導入する新たな地域交通も含めた中で、本町の实情にあった地域公共交通計画の策定を進めていく必要があるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。多度津町自分ごと化会議が開催されて4回目が終了しております。町民の移動手段の現状や課題が話し合われ、今後の町内での地域交通の在り方についての会議での意見、考えの集約は現時点ではどうなのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の多度津町自分ごと化会議の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「多度津町自分ごと化会議」については、本年7月から10月にかけて全4回開催し、委員の方々には本町の地域交通に関して熱心な議論を行って頂きました。

現在、全4回の自分ごと化会議において出された意見を取りまとめた提案書を共催事業者と各委員において作成して頂いているところでございます。今後、提案書の作成とその更正などの作業を進め、令和7年2月6日には、町長に対して提案書を提出頂く予定となっております。

提案書を提出頂いた後、本町に適した地域交通の事業計画などについて具体的な検討を進めていく予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。町福祉タクシー券の昨年度の利用実績と今年の12月までの利用実績と予算・決算はどのようになっているのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者福祉タクシー事業の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度の利用実績は対象者4,011人中、利用券の交付申請者は3,084人であり、使用された利用券は34,398枚でございました。

利用券の使用に係る予算額は当初予算及び補正予算を合わせて18,500千円、決算額は17,199千円でございます。

令和6年度の利用実績は対象者4,168人中、11月末時点で交付申請者は3,143人であり、10月末までの集計となりますが、使用された利用券は20,644枚でございます。利用券の使用に係る予算額は17,000千円、10月末時点の利用料は10,322千円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。社協の「チョイ来た号」の昨年度の利用実績と今年の12月までの利用実績と予算・決算はどのようになっているのかお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の「チョイ来た」の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

住民ボランティアにより行われている「移動サービス チョイ来た」は、令和6年4月現在、運転ボランティア23名、受付ボランティア41名で高齢者の移動支援をしております。

令和5年度の利用実績は登録者87人、累計利用者261人で、予算額は1,179千円、決算額は862,931円でございます。

令和6年度の利用実績は7月から利用日数を週2日から週3日に拡充し、登録者は136人、10月までの累計利用者は213人で、予算額は1,160千円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。お隣の善通寺市のコミュニティバス「空海号」が、昨年3月末で廃止をされました。令和5年4月から試験運行していた「行きたいとき」に「行きたいところへ」で健康増進のための乗り合い送迎サービス「チョイソコ ぜんつうじ」が令和6年1月6日より、エリアが善通寺市内全域に拡大することとありますが、概要について、どういうものか説明を求めます。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の「チョイソコ ぜんつうじ」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

善通寺市において、善通寺市内全域を対象とした会員登録制の乗り合い送迎サービス「チョイソコ ぜんつうじ」が運行されていることは承知しております。

当該サービスの詳細については全てを把握しておりませんが、電話及びインターネットで受付を行い、希望の停留所で乗降する乗り合い送迎サービスであり、利用料金は1乗車300円と善通寺市のホームページには掲載されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

この善通寺の「チョイソコ ぜんつうじ」は1乗車300円、つまり往復しますと市内では600円となる訳でございます。そして自動車は普通車3台、それで委託先は琴参バス株式会社でございます。もちろん有償輸送でございますから、運輸会社がしております。そして、市内全域に登録会員制ということで、今の時点では非常に便利だということで、これ以上増えたらどうしようかという嬉しい悲鳴が上がっているそうでございます。このように市民全員が手軽に利用出来る。こういうシステムの乗り合い送迎サービス、これをすべきだと思います。そしてまた、停留所でございますが、これは市内にも停留所マップがありまして非常に多く343箇所ということで、ドアツードアに劣らないということで、非常に殺到しているそうでござい

ます。これも一つの参考として、今後、私たち多度津町もこのような利用方法をしていったらどうかということをご提案をしたいと思います。それについて、少しお考えをお聞かせ下さい。

議長（小川 保）

再質問ですか。

議員（尾崎 忠義）

はい。再質問です。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、自分ごと化会議での提案書の提出が、まだでございますので、今後、実証実験等は予定をしておりますが、その詳細については現時点では未定でございます。

しかしながら、近隣の善通寺市のそのような事業を始め、先進事例なども十分に研究を行いながら、多度津町の実情に合った住民の方が使いやすい地域交通を構築していきたいとこのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6点目でございます。まんのう町の福祉タクシー助成事業がありますが、どういふものか説明を求めます。よろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のまんのう町の福祉タクシー助成事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まんのう町においては、高齢者又は心身に重度の障害がある方に対し、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成することとして、75歳以上の方及び身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者手帳1級又は2級、療育手帳A又はマルAのいずれかの手帳を持っている方が助成対象となるようでございます。

助成券については、75歳以上で手帳をお持ちの方は500円券を年間48枚、その他75歳以上の方及び手帳をお持ちの方は年間24枚交付されるようでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

このまんのう町の例も是非参考にして頂きたいと思っております。

次に7点目でございます。全町民対象の交通移動手段として、今、考える時期に来ておりますが、町福祉タクシー券の見直しと社協の「チョイ来た号」の見直しが必要と考えますが、町の見解はどのようなのかお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者福祉タクシー事業及び「チョイ来た」の見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者福祉タクシー事業は平成26年に事業が開始され、令和元年度に対象年齢を

80歳から75歳に引き下げ、また、支給額を5,000円から10,000円に引き上げ、事業の見直しを行っております。

「移動サービス チョイ来た」は、令和3年10月からのお試し運行を経て令和4年度に事業が開始され、令和6年7月には実施日を週2日から週3日に拡充されております。

なお、今後、高齢者福祉タクシー事業につきましては、利用者のニーズや「多度津町自分ごと化会議」においてのご意見、デマンド型交通の動向を注視し、必要に応じて検討していきたいと考えており、「移動サービス チョイ来た」も代表者を中心に総会等で検討されていくと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありましたけれども、この財源はご存じのとおり、私も反対したんですが、老人福祉の高齢者祝い金を削って財源とした訳でございます。それがそのままずっと続いて来ておりますが、この状況では効率と言いますか、行きたいところに行けないという状況が生まれている訳で、非常に不公平な制度となっております。そういう意味において、是非、見直しをして頂きたいと思っております。これは私の意見でございます。

次に8点目でございます。近隣の丸亀市、善通寺市、三豊市との広域的立場での相互乗り入れで利便性を図るべきだと思っておりますが、町長の見解はどうかをお尋ねを致します。

議長（小川 保）

町長をご指名ですか。

議員（尾崎 忠義）

原稿では、そういう風にしておりますが。

議長（小川 保）

通告では、町長というご指示はありませんが。

議員（尾崎 忠義）

書いています。広域やから町長の方に。

議長（小川 保）

町長を希望ということですね。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

この広域の中での公共交通につきましては、もう10年位前になるんですかね、丸亀、善通寺、多度津の中で、この公共交通の話をしました。丸亀と善通寺にはコミュニティバスが走っている。多度津には走ってなかったんで、それで2市1町で公共交通を運営していきましようっていう話を中讃定住自立圏域の中で、話をさせて

頂きました。その中で丸亀市も善通寺市も費用が今以上に費用が掛かるということで、そのことに関しましては却下されました。そしてその後、じゃあどういう風にやっていこうかっていう中で独自の公共交通も踏まえながら、今、「チョイ来た」も含め、そして今、政策観光課の方で行っている事業も一つの施策だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今の質問で、政策観光課の方から、一つ答弁をよろしくお願いします。

議長（小川 保）

ご指名ということですね。あんまり好ましくはありませんけれども、お答え申し上げます。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の広域的な相互乗り入れについてのご質問に答弁をさせていただきます。先ほど町長が、これまでの経緯というのを概要をお話しさせていただきました。議員のご質問のとおり、住民の移動手段の確保と、より一層の利便性の向上を図るためには「広域化」は今後の大きな検討課題であると認識しております。しかしながら、他市町の乗り入れを含めた広域化については、それぞれの区域にあるバスやタクシー、電車などの交通事業者との役割を明確にした上で、交通ネットワークを形成しなければ、既存の移動手段と競合することにもなり、民業圧迫などによる既存交通の利用者の減少や廃業などといった事態を招く恐れもあることから行政としての意向のみならず、それぞれの地域の住民や既存の交通事業者の方々のご意見も丁寧にお伺いしながら、慎重に検討を進めていく必要があるものと考えております。

現状、本町には行政として提供する交通手段がない状況ですので、まずは町内の地域交通をしっかりと確立した上で、将来的な広域での地域交通の導入に関しては、近隣の市町や関係団体とも継続的に協議を行いながら検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

民業圧迫、それから廃業、既存の交通の利用者の減少ということの悪い点ばかり言うておりますが、これは交通事業者が一生懸命考えて、町はそれに対して補助をするという方向に行けば、別に問題は起こらない訳でございます。

それでは、次の3点目にまいります。最後に防草シートの活用についてであります。

少子高齢化が年々進みまして、農道、水路、ため池の堤防などの草刈り作業の参加者が減少し、農地維持管理、水利権者によるため池保全管理での草刈り機使用による草刈り作業が困難かつ深刻さを極めてきております。そこで「農地維持管理省力化事業」としての採択要件として、受益戸数が2戸以上、圃場整備実施エリアで本

事業を実施することにより、農地の貸借、集積、集約の促進強化が図られるもの。上記採択要件がクリア出来た地域に関して、官地部分のノリ面で直高1 m以上のノリ部分への防草シートの設置が可能となる訳であります。補助金と致しまして、まんのう町では県が50%、町が50%で、施工は直営、つまり、地元受益者が負担するというところでございます。事業費の内訳と致しましては重機リース代、材料費、保険、燃料費があるとのことでした。防草シートは、10年から15年の耐用年数があるとのことでございます。そこで、この防草シートとはどういうものかをちょっとスライドで見て頂きたいと思っております。これは、まんのう町の事例でございます。よろしくお願いいたします。これより、堤防のところに、こういう黒マルチをかけております。あるいは、このように傾斜地ですね。道路に面したところにやっております。また、このように観音さんがあるようなところでもこういう風に張っております。その間でポツポツ見えるのが、これが止め金でございます。これはやっぱり、農道の沿線の堤防でございます。同じく、これがなっております。それから、1番あるのは水路もこういう風に黒い防草シートで覆いが出来るようになっております。これが、まんのう町の事例でございます。そして、そこでお尋ねを致します。第1点目には、多度津町では「農地維持管理省力化事業」として防草シートの活用を実施しているのかどうかをお尋ねを致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の農地維持管理省力化事業としての防草シートの活用の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

農地維持管理省力化事業は、農業者の減少傾向が続く中で多大な労力を費やしている農用地法面等の管理や水管理の省力化に要する経費に対し、県から一定の補助が行われる事業です。

農地維持管理省力化事業が新設されました平成29年以降、本町においては当該事業を活用して防草シートの設置を行った事例はありませんが、これとは別事業である農地最適利用実現モデル事業においては、草刈り用の資機材導入や防草シートの設置について町内の水利組合を中心に制度の紹介と要望調査を行い、防草シートを実施したものは令和5年度と6年度を通して1件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。補助として県が50%、町が50%、これは、まんのう町の例でございますが、多度津町では補助が出来ないのかをお尋ねを致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の防草シートの設置の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。農地維持管理省力化事業は現在も利用可能で、例年9月頃までに町にご相談を頂ければ、県に対して予算要望を行い、採択されれば翌年度の事業として進めてい

きます。

議員のご指摘のとおり、草刈り作業は農業者の大きな負担となっていることから、これを減らすための施策は農地の維持管理のみならず地域の環境保全や防災上の観点からも重要であると考えられますので、先程の答弁にもありました農地最適利用実現モデル事業や多面的機能支払交付金の活用など、今後も要望の掘り起こしや利用しやすい制度について情報収集を行い、農業者と情報共有を図っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目に防草シートにも輸入品、国産品、オリジナル防草シート、国産強力防草シート、これは緑色でございます。強力雑草対策シート、止め金として釘タイプ、これは俗称つよまる君と言われているものもあります。ヘアピン杭、これは、クロマルツキでございます。また、黒ばんちゃん、これはパットのみが黒で、それとパットのみもあります。それとヘアピンタイなどの資材がありますが、町の資材推奨はどのようなものがあるかをお尋ねを致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の町の推奨する防草シート等の資材についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、防草シートには多種多様な製品がありますので、町が特に推奨する資材はありませんが、主に耐用年数と施工のしやすさ、そして価格が選択の要点になると思われま。

防草シートの最大のデメリットが設置時の手間と費用であることから、防草シートの耐用年数が概ね10年程度以上あるものが推奨されるかと思われま。また、留め具についても防草シートが容易に剥がれないよう、しっかりと固定する必要があり、設置する場所や防草シートの性質に適したものを選ぶため、事前にご相談頂き、施工業者や先行事例を参考に選定を進めて頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次4点目でございます。ため池が対象に入るのかどうか。対象外であれば、どのような対策、対応が求められるのか。

特に地元の私たち奥白方では、高齢者の増加と山池であるため池の急傾面、これが45度の前後でございます。堤の高さも15mから20mありました。非常に危険な状況での作業で、今後の管理が難しいと思われまますが、町の見解をお尋ねを致します。そして、ちょっと見て頂きたいのが、このような状況でございますので、よろしくお願ひします。

このように水路が非常に高い訳でございます。それから、これが私たちの八王子池の1番上の傾斜地で非常に下が水路で深いところでございます。このように石垣で

した。上から下まででしたら非常に危険ということで、足元がふらついていけないということでございますので、このように非常に危ない中で作業をしております。これは下池の堤防でございます。このように堤防が非常にありましてですね、防草シートが出来るのかどうかということをお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員のため池は農地維持管理省力化事業の対象に入るのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

農地維持管理省力化事業の対象は、農用地法面等の管理や水管理の省力化に要する経費となっておりますので、ため池への施工を除外するものではないと解されますが、ため池法面への防草シート設置は推奨はされていません。

防草シートによる法面の被覆は一見すると草の成長を抑制し、管理が容易になると思われませんが、土壌の通気性を妨げ、土壌の酸素不足が起きることにより微生物活動が低下し、土壌の質の悪化、長期的には法面の安定性にも影響を及ぼす可能性があります。

さらに、目視によるため池堤体の状況確認が困難になることなどから、一般的にため池の法面は、被覆を行うべきではないとされています。

また、雨水や風による土壌の流出や浸食を防いだり、土壌の水分蒸発を抑え、ため池周辺の水分環境を安定させる効果を期待し、ため池の法面には草を生やしておくことが求められています。

農地維持管理省力化事業の目的は、農地等の維持管理に要する労力を軽減することですので、ため池法面の草刈りにかかる負担を軽減するための事業であれば、補助対象となります。

防草シート以外で補助対象となる例としては、カバープランツと呼ばれる地面を覆うように生育する植物を設置する事業で、草丈が低く草刈り等のメンテナンスの手間が少ないことから、維持管理の負担を軽減させることが出来ると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、最後にカバープランツの補助対象の植物の具体的な説明を最後にお問い合わせしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（小川 保）

最後の質問には、農地維持管理省力化事業に取り組んでいるのは、町内で具体的に何件とありますが。

議員（尾崎 忠義）

ちょっと時間の都合上で。

議長（小川 保）

省略はされないようお願いを致します。

議員（尾崎 忠義）

分かりました。

議長（小川 保）

今のは、4番目の項目の再質問ということで、よろしいですか。再質問です。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、手持ちの資料がございません。後ほど詳しく資料の方をご提示して説明差し上げますので、よろしくようお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりまして、有難うございました。

これで、私の一般質問を終わらせて頂きます。

議長（小川 保）

これをもって、14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

日程第3.がございまして、このまま継続してと思えます。

何かありますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

失礼しました。トイレ休憩を致します。2時15分、再開ということに致します。

休憩 午後2時1分

再開 午後2時15分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、会議を再開致します。

日程第3.議案の訂正、議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案の訂正、議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案の訂正、議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

それでは、議案の訂正理由の説明を求めます。町長公室長、山下 君。

町長公室長（山下 佐千子）

本日は、貴重なお時間を頂き、有難うございます。

去る12月4日に提案を致しました議案第13号から議案第15号の3議案の一部につきまして、誤りがございました。そのため、本日お手元にありますように議案の訂正

請求書を提出させて頂きました。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

訂正の主な内容としまして、議案第13号では「議会議員の期末手当」、議案第14号では「特別職の職員の期末手当」、議案第15号では「教育長の期末手当」について、それぞれの支給月数を年間で0.1箇月分引き上げるとしましたが、正しくは0.05箇月分の誤りでございます。

それでは、まず議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

2ページをお開き下さい。右が訂正前、左が訂正後でいずれも新旧対照表の改正後の下線部分が訂正箇所となります。

第1条でございますが、右の訂正前では、令和6年12月期の期末手当について引き上げ分100分の10をプラスし、100分の177.5としていましたが、訂正後として引き上げ分が100分の5ですので100分の172.5となります。既に支給されている6月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合は100分の340とするものでございます。

第2条は、3ページをお開き下さい。令和7年度以降の期末手当の年間支給割合について訂正前は6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振っておりますが、正しくは6月期と12月期に100分の340の半分、100分の170ずつ割り振るものでございます。

次に議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

4ページをお開き下さい。第1条でございますが、右の訂正前では、令和6年12月期の期末手当について、引き上げ分100分の10をプラスし、100分の177.5としておりましたが、訂正後として引き上げ分が100分の5ですので100分の172.5となります。既に支給されている6月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合は100分の340とするものでございます。

第2条は、5ページをお開き下さい。令和7年度以降の期末手当の年間支給割合について、訂正前は6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振っておりますが、正しくは、6月期と12月期に100分の340の半分、100分の170ずつ割り振るものでございます。

次に議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。

6ページをお開き下さい。第1条でございますが、右の訂正前では、令和6年12月期の期末手当について、引き上げ分100分の10をプラスし、100分の177.5としておりましたが、訂正後として、引き上げ分が100分の5ですので100分の172.5となります。既に支給されている6月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合は100分の340とするものでございます。

第2条は、7ページをお開き下さい。令和7年度以降の期末手当の年間支給割合について、訂正前は6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振っておりますが、正しくは、6月期と12月期に100分の340の半分、100分の170ずつ割り振るものでございます。

以上によりまして、多度津町議会会議規則第20条の規定により、議案第13号から議案第15号までの訂正を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、議案の訂正理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

ここでお諮り致します。

ただ今の議案の訂正の件については、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正の件については、許可することに決定致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致します。

有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご苦勞様でした。

お疲れでございました。

散会 午後2時23分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和6年12月12日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記